はんのうししゅわけんご なきゅうおよ しょうがい とくせい おう たょう い しゃっうしゅだん 飯能市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の りょう そくしん かん じょうれい 利用の促進に関する条例

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使い視覚的にひまうげんで表現する言語である。手話を必要とする人たちは、物事を考え、感情を表し、意思を伝え、互いの気持ちを理解し合うために必要な言語として、手話をたいせつ はぐく 大切に育んできた。しかし、長い間、手話が言語であることの理解は広まってこなかった。

また、手話を含む障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を選ぶことができないことで、手話を必要とする人その他の障害者は、日常生活又は社会せいかった。 またまうとう せいげん う せいがい たびじょう じたい とまうにおいて相当な制限を受け、災害その他非常の事態においても情報の取得が困難な状況に置かれている。

障害者基本法は、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、
「はまうほう しゅどくまた りょう しゅだん 情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」を旨として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図ることとしている。

こうした背景から、私たちは、手話が言語であることの普及に努めるとともに、障害者にとって障害の特性に応じた多様な意思疎通手段が必要であることを正しく理解し、当該意思疎通手段が利用しやすいものとなるように 環境を整えていく必要がある。

もくてき (目的)

第1条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思 そっうしゅだん りょう そくしん かん きほんりねん さだ なら し せきむなら しみん 疎通手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民 及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の推進する施策を定めることにより、障害の有無にかかわらず誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。

 - (2) 意思疎通手段 手話、音訳、要約筆記、筆談、点字、触 手話、拡大 きじ じょうほうつうしん き き へいい ひょうげん た じょうほうつうしん き き へいい ひょうげん た じょうほう しゅとく およ りょう 文字、情報通信機器、平易な表現その他情報を取得し、及び利用し、 なら かい こう にか に 意思疎通を図るための手段をいう。
 - (3) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
 - (4) 事業者 市内において事業活動を 行う個人又は法人その他の団体をいう。

きほんりねん (基本理念)

- 第3条 手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用 の促進は、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、 相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行われ なければならない。
- 2 手話言語の普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であるという認識の下に行われなければならない。
- 3 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進は、障害者が にようがいとくせいおう たよう いしそっうしゅだん せんたく きかい かくほ 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を選択する機会が確保されること を基本として行われなければならない。

し (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっしゅわげんご ふきゅうおよ しょうがい とくせい おう たよう いしそつうしゅだん りょうとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用

で促進に関する施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力であるよう努めるものとする。

じぎょうしゃ やくわり (事業者の役割)

- 第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に 協力するよう努めるものとする。
- 第7条 市は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段 りょう そくしん の利用を促進するため、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。
 - (1) 手話が言語であることの普及に関する施策
 - (2) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に対する理解の促進に関する 施策
 - (3) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を利用しやすい環境の整備に 関する施策
 - (4) その他市長が必要と認める施策
- 2 市は、災害その他非常の事態において、障害者に対し、情報の取得及び りょうなら 利用並びに意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (意見の聴取)
- 第8条 市は、前条第1項に掲げる施策を推進し、及び同条第2項に規定 する措置を講ずるため、必要があると認めるときは、障害者その他の関係 者の意見を聴くものとする。

いにん(委任)

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう しちょう さだ 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

が関

この条例は、公布の日から施行する。